

半島地域を巡る現状及び半島振興施策の概要

令和2年2月20日(木)
国土交通省国土政策局

半島地域を巡る現状及び半島振興施策の概要

【目次】

1. 半島振興施策の概要について	… 1	7. 半島税制（国税優遇措置）について	…14
（参考）半島地域の特徴・役割 ①（物流・人流、産業集積等の拠点）	…2	8. 半島税制（地方税優遇措置）について	…15
（参考）半島地域の特徴・役割 ②（食料の安定供給の拠点）	…3	9. 半島税制をめぐる状況について	…16
（参考）半島地域の特徴・役割 ③（豊富な地域資源の保全・活用）	…4	（参考）半島税制の活用事例について	…17
（参考）半島地域の条件不利性について	…5	10. 半島振興道路整備事業債について	…18
2. 半島振興法の沿革について	…6	11. 令和2年度半島地域振興対策事業経費について	…19
（参考）半島振興法の一部を改正する法律（平成27年法律第6号）	…7	12. 令和2年度「半島振興法改正後の法運用の中間評価等の調査」実施案	…20
3. 半島振興対策実施地域の指定について	…8	13. 今後の検討スケジュール（事務局案）	…21
4. 「半島振興計画」について	…9	（項目外） - ご議論頂きたい内容 -	…22
5. 半島振興広域連携促進事業（補助事業）について	…10		
6. 補助事業の活用状況について	…11		
（参考）補助事業の活用事例①	…12		
（参考）補助事業の活用事例②	…13		

1. 半島振興施策の概要について

半島振興法（昭和60年法律第63号）

- 我が国において重要な役割を果たしている半島地域について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別な措置を講ずることにより、半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することが目的。
- 都道府県の申請を受け、主務大臣が国土審議会の議等を経て半島振興対策実施地域を指定。都道府県が半島振興計画を作成し、国土審議会の意見を聴いた上で主務大臣が同意。
- 昭和60年に議員立法により10年間の時限法として制定され、3度の延長。直近は平成27年3月に改正・延長。

主な半島振興施策

・半島振興広域連携促進事業

半島地域の多様な主体が連携して実施する、交流促進、産業振興、定住促進に資するソフト事業に対して国が補助事業により支援

・工業用機械等に係る割増償却制度

事業者が製造業等の事業に供する機械、建物等を取得、改修等した場合、割増償却により5年間法人税の繰り延べが可能（※）

・地方税の不均一課税の減収補填措置

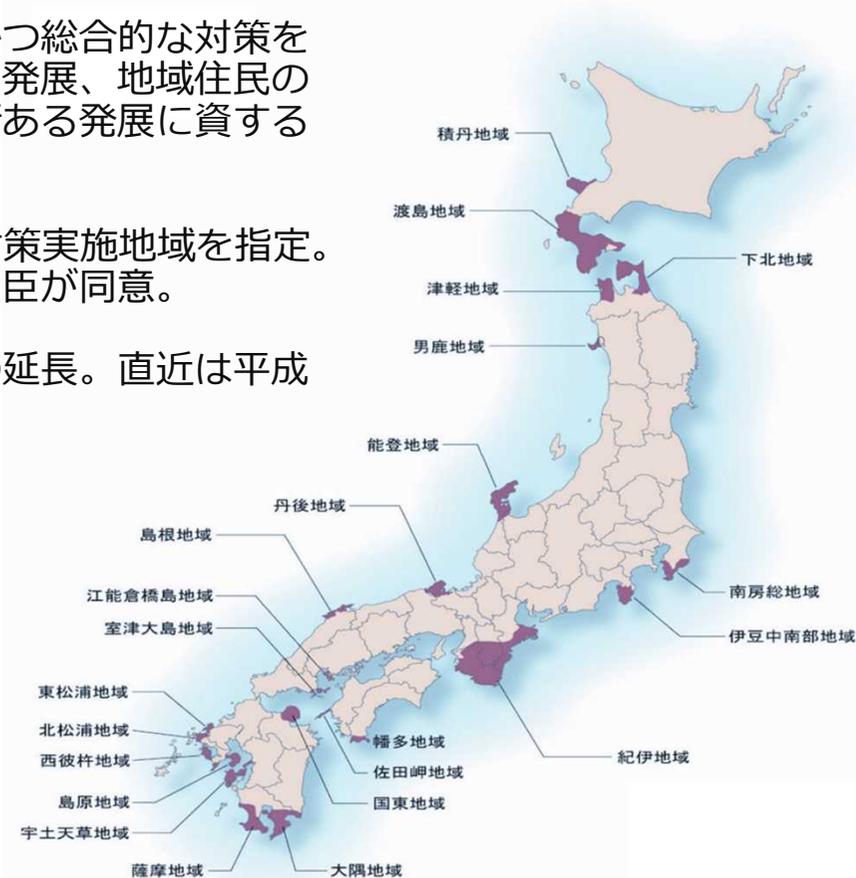
都道府県又は市町村が施設又は設備を新增設した事業者に対して不均一課税した場合、減収額の一部を国が地方交付税により補填（※）

・半島振興道路整備事業債

半島振興計画に基づき都道府県又は市町村が実施する道路整備事業等に対し充当可能。特に防災機能強化に資する道路整備事業については充当率90%、交付税措置率30%

・半島循環道路等の整備、市町村道等の都道府県代行整備

※市町村が作成した認定産業振興促進計画の計画区域内における措置



○ 半島振興対策実施地域の現況

- ・ 23地域（22道府県、194市町村）
- ・ 面積：3.7万km²（全国の9.8%）
- ・ 人口（H27）：404万人（全国の3.2%）
- ・ 人口増減率（H22-27）：△6.2%（全国：△0.8%）
- ・ 高齢化率（H27）：34.2%（全国：26.3%）

等

- 三方が海に面しているという特質から、半島地域は古くから漁業や物流・人流等の拠点として発展。現在も、半島地域の多くの港湾が「漁港」や地方における海上物流の拠点である「重要港湾」、災害時等に小型船舶が退避する「避難港」に指定。
- また、有人国境離島を含む離島地域や対岸の都市との対流の拠点としての機能を有するほか、半島地域内の26の港湾が地域活性化の拠点「みなとオアシス」に登録され、交流の場としても機能。
- 加えて、これら港湾の背後地や周辺地域等には、産業集積の場である「工業団地」等が多く整備。これら工業団地内に立地した事業者は、半島税制（割増償却・不均一課税）等を活用しながら設備投資を行い、事業を展開。

● 港名：重要港湾等 ▲ 港名：避難港 ● 港名：有人国境離島向け渡船等がある港
 島名：有人国境離島 ※ 黒字の港湾は半島地域の隣接港湾

【国境離島へのアクセス（例：奥尻島）】



みなとオアシスの例

みなとオアシス大間

みなとオアシス輪島マリンタウン

画像：各みなとオアシスHPより

【半島地域の漁港数】

878港

	全国	半島を有する道府県
総数	2806港	1911港
半島が占める割合	31%	46%

出典：水産庁資料（平成31年4月1日現在）

【離島・対岸地域への航路の例】

【「みなとオアシス」登録数】

26港
(全国の21%)

出典：みなとオアシス全国協議会「全国のみなとオアシスの紹介」
<https://www.waterfront.or.jp/oasis/list.html>

＜重要港湾の例：七尾港＞

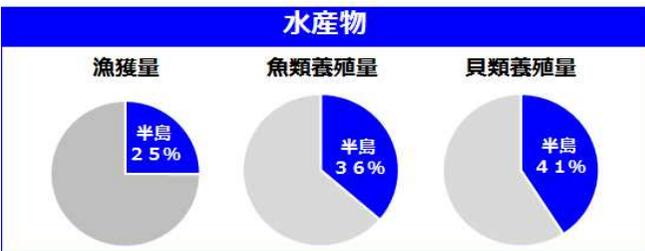
七尾国家石油ガス備蓄基地
 七尾市
 北陸電力七尾大田火力発電所
 大田町
 石川町
 石川町七尾港海防局
 七尾市立総合体育館
 七尾市立総合体育館
 七尾市立総合体育館
 七尾市立総合体育館

- ・能登半島の七尾市に位置。
- ・背後地域の木材産業を支える木材流通基地、火力発電所や国家備蓄基地が立地するエネルギー基地としての機能。
- ・全国5箇所あるガスの備蓄基地のひとつで、国内需要の約一週間分(25万トン)を備蓄。
- ・地域活性化のシンボルとしてみなとオアシス七尾「能登食祭市場」が平成19年に認定。等

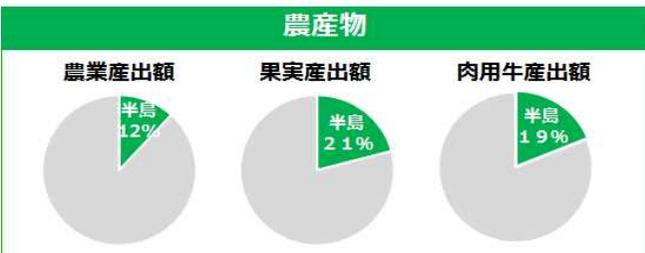


- 半島地域においては、**古くから漁業や農業が基幹産業として発展。現在も**、半島地域において漁獲・収穫等された水産物や農産物の全国に占める割合は高く、**多くの地域が全国トップレベルの水産物・農産物の産地として全国に食料を供給。高いブランド力を発揮。**
- また、全国トップレベルの水産物・農産物の産地という特質から、**多くの地域で飲食料品製造業の割合が全製造業の大宗を占め、漁業・農業とともに、基幹産業として機能。**

【半島地域の漁業・農業の全国に占める割合】



グラフ：農林水産省「平成28年度海面漁業生産統計」により作成



グラフ：農林水産省「平成28年度市町村別農業産出額（推計）」により作成



まぐろ漁獲量 (2017年)

第2位：日南市 (大隅)

第3位：いちき串木野市 (薩摩)、第6位：沼津市 (伊豆)



温州みかん栽培面積 (2015年)

第2位：有田川町 (紀伊)

第3位：八幡浜市 (佐田町)、第7位：有田市 (紀伊)、第10位：諫早市 (筑前)



かんしょ作付面積 (2015年)

第1位：南九州市 (薩摩)

第3位：鹿屋市 (大隅)、第4位：曾於市 (大隅)、第6位：志布志市 (大隅)



茶作付面積 (2015年)

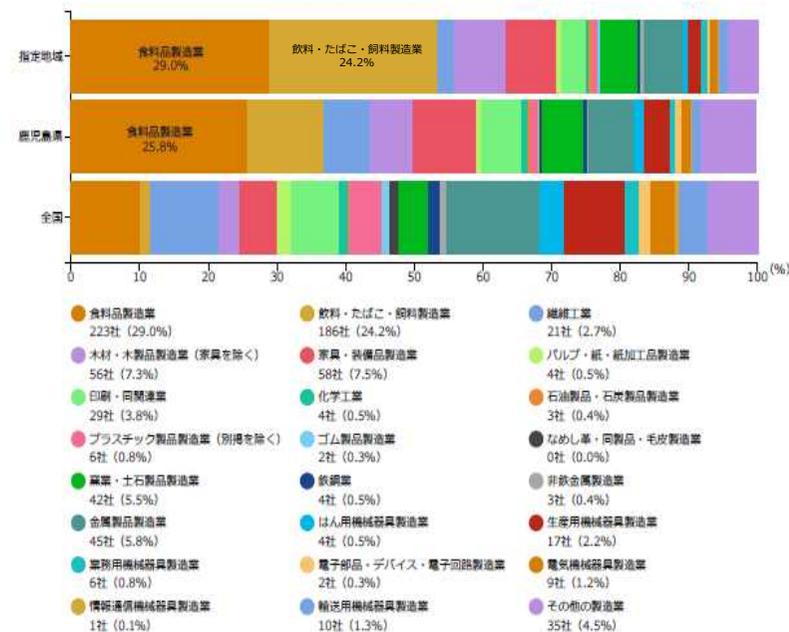
第1位：南九州市 (薩摩)

第7位：志布志市 (大隅) (参考) 都道府県第3位：三重県 (伊勢茶)

出典：農林水産省「2015年農林業センサス」「平成29年度海面漁業生産統計調査」

【製造業企業数 (例：大隅半島)】

(鹿児島県鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、南大隅町、錦江町、肝付町、宮崎県串間市)



図：内閣官房まち・ひと・しごと創生事務局 [RE S A S] 産業構造MAPで作成。宮崎県日南市は一部指定のため除外。

- 半島地域には、三方が海に面し、陸地の大部分を中山間地が占めるという地形的特質や、火山活動による地殻変動等による成り立ち等から、独自の自然景観が形成されており、世界遺産、世界ジオパーク等への登録がなされた地域が複数存在するなど観光や地質学等の観点から高い評価。
- また、独自の産業・文化が育まれるとともに、歴史的価値のある施設や特産食品等も多数存在。
- これらの地域資源を活かしつつ、各地域が観光の振興に尽力した結果、観光入込客数やホテル等の開業数が増加。

自然景観



【能登】 禄剛埼灯台
(半島先端部)



【紀伊】 吉野山
(世界遺産：紀伊山地の霊場と参詣道)



【伊豆】 河津七滝
(世界ジオパーク：伊豆半島)



【丹後】 夕日ヶ浦
(世界ジオパーク：山陰海岸)

文化歴史



【能登】 白米千枚田
(世界農業遺産)



【紀伊】 熊野参詣道
(世界遺産：紀伊山地の霊場と参詣道)



【男鹿】 なまはげ
(世界無形文化遺産)



【薩摩】 知覧特攻平和会館

食



【津軽、紀伊など】 くだもの



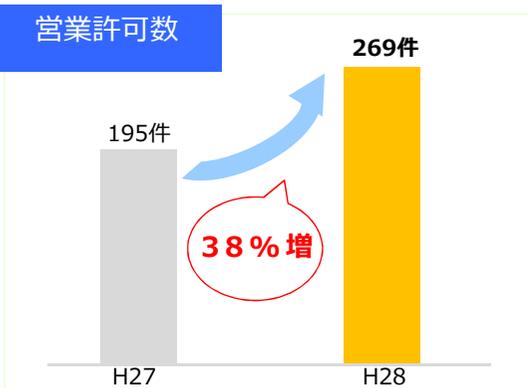
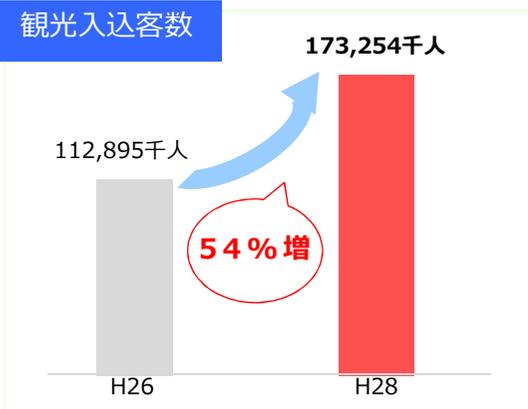
【薩摩・大隅など】 牛肉



【各地】 水産物・水産加工品



【各地】 地酒 (焼酎、日本酒等)



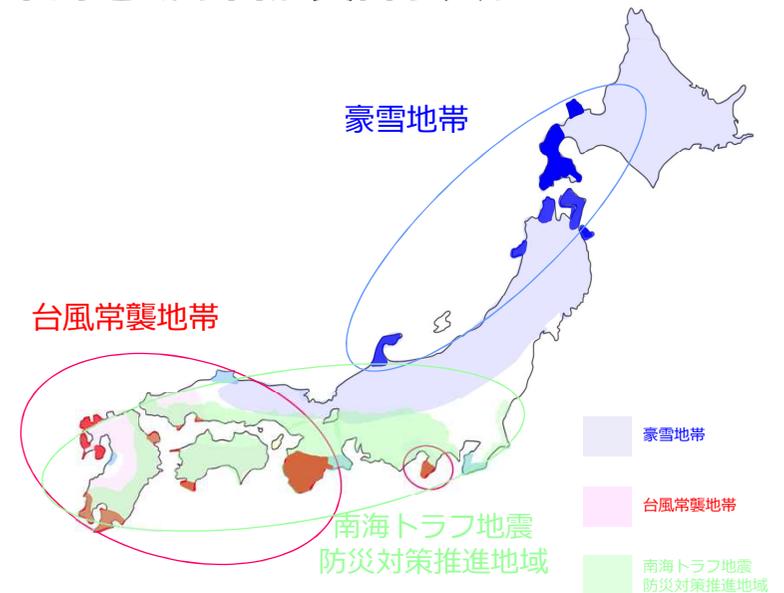
出典：「平成29年度特定地域現況分析検討調査業務（半島振興対策地域現況分析調査）」

○ アクセス所要時間（平成29年）

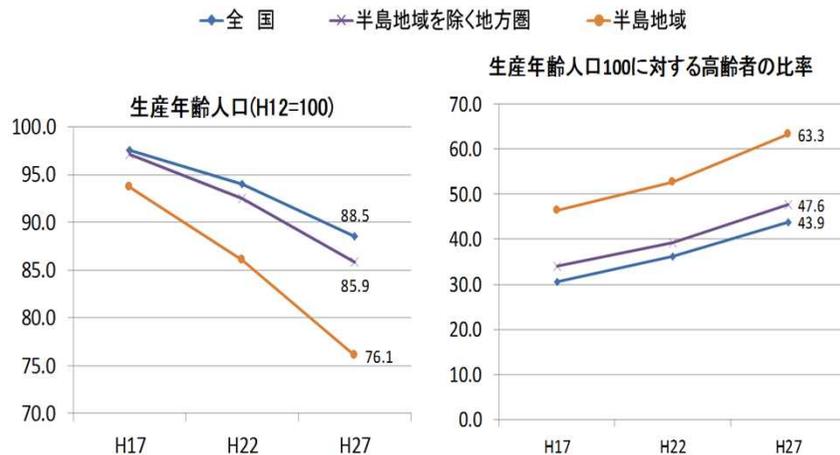
半島地域の市町村平均 (平成29年)	
空港	88分
新幹線駅	123分

国土交通省NITAS（全国総合交通分析システム）フルモードを用いて算出。

○ 半島地域の自然災害リスク



○ 生産年齢人口の推移



(資料) 総務省「国勢調査」 ※生産年齢:15~64歳、高齢者:65歳以上

○ 財政力指数・納税義務者1人当たりの平均課税対象所得の全国との比較

	財政力指数 (平成29年度)	平均課税対象所得 (平成29年度)
全国	0.51	3,349千円
半島地域	0.36	2,757千円

出典: 「平成30年度特定地域現況分析検討調査業務(半島振興対策地域現況分析調査)」

○ 半島振興法の経緯

昭和60年 半島振興法制定（昭和60年法律第63号。議員立法）

- ・半島振興対策実施地域の指定の仕組み、半島振興計画の承認等の規定
- ・地方債についての配慮、資金の確保、税制上の措置等の規定
- ・法期限は10年間（平成7年3月31日まで）

昭和63年 一部改正（昭和63年法律第21号。議員立法）

（主な改正内容）

- ・半島循環道路等の整備の規定の追加（補助率の高上げ）
- ・基幹的な市町村道等を都道府県が代行整備できる旨の特例規定の追加
- ・小型航空機用公共用飛行場等の整備に係る国の配慮の規定の追加

平成7年 法期限の延長・一部改正（平成7年法律第45号。議員立法）

（主な改正内容）

- ・法期限を10年間延長（平成17年3月31日まで）
- ・振興計画事項の拡充（生活環境の整備、高齢者等の福祉増進を追加）
- ・国及び地方公共団体の配慮の規定の追加
 - ①情報流通の円滑化及び通信体系の充実、②高齢者福祉の増進、③地域文化の振興等

平成17年 法期限の延長・一部改正（平成17年法律第7号。議員立法）

（主な改正内容）

- ・法期限を10年間延長（平成27年3月31日まで）
- ・法目的の追加（「半島地域の自立的発展」を追加）
- ・振興計画事項の拡充（国土保全施設等の整備、地域間交流の促進を追加）
- ・国及び地方公共団体の配慮の規定の追加等
 - ①高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実、②農林水産業の振興、③観光その他の地域間交流の促進

平成27年改正の主な内容

- ・ 目的規定を改正（「定住の促進」を追加等）
- ・ 半島振興計画の計画事項、国・地方公共団体の配慮規定の拡充
- ・ 多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設
- ・ 市町村が産業振興促進計画を作成する仕組みの創設
- ・ 地方税の不均一課税時の減収補填措置の対象業種の拡大
- ・ 主務大臣の追加（文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣を追加）

(参考) 半島振興法の一部を改正する法律 (平成27年法律第6号)

半島地域の自立的な発展を促進するため、半島振興法の期限を**10年間延長**するとともに、**法目的の追加**、**半島振興計画の計画事項の拡充**、**配慮規定の追加等**を措置。

改正の概要

法の目的に「定住の促進」を追加等 (第1条)

半島振興計画の計画事項の拡充 (第4条)

- ・ 交通通信の確保
- ・ 就業の促進
- ・ 医療の確保
- ・ 防災体制の強化)

多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する**助成等**の措置を講ずる旨の規定の新設 (第6条)

市町村が**産業振興促進計画**を作成する仕組みの創設 (第9条の2～第9条の11)

国及び地方公共団体の**配慮規定の追加等** (第12条の2～第15条の4)

- | | |
|-----------------|----------|
| ①地域公共交通の活性化及び再生 | ⑤生活環境の整備 |
| ②情報通信面の格差の是正 | ⑥医療の確保 |
| ③その他の産業の振興 | ⑦観光の振興 |
| ④就業の促進及び教育の充実 | ⑧防災対策の推進 |

地方税の不均一課税時の減収補填措置に関する規定の**所要の改正** (第17条)

主務大臣を追加 (文部科学、厚生労働、経済産業、環境) (第19条)

法期限の**10年間延長**

(平成37年3月31日まで) (附則第2項)

○ 半島振興対策実施地域の指定の基準（法第2条関係）

① 二以上の市町村の区域からなり、一定の社会的経済的規模を有する地域（法第2条第1項第1号関係）

- ・ 二以上の市町村の区域からなり、広域的な地域振興施策の対象となる圏域程度の規模を有する地域であること（指定基準）
- ・ 「当面の運用」として、おおむね10万人以上の人口規模を有する地域であること（運用基準）

② 高速自動車国道、空港等の高速輸送に係る施設その他の公共的施設の整備が他の地域に比較して低位にある地域（法第2条第1項第2号関係）

- ・ 高速のIC、空港及び新幹線停車駅のうち、いずれか2以上の施設の利用が容易でないこと（指定基準）
- ・ 当該地域からこれら施設への到達時間（最遠地・最近地からの所要時間の平均）がおおむね90分以上であること（運用基準）等

③ 産業の開発の程度が低く、雇用の増大を図るため企業の立地の促進等の措置を講ずる必要がある地域（法第2条第1項第3号関係）

- ・ 第1次産業就業人口比率が全国平均を著しく上回る（おおむね2倍以上）こと（指定基準・運用基準）

④ 一体として総合的な半島振興に関する措置を講ずることが適当であると認められる地域（法第2条第1項本文関係）

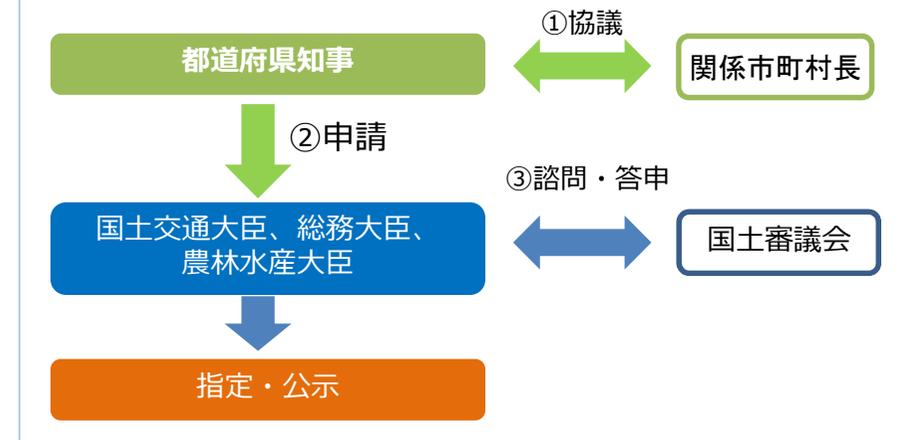
- ・ 昭和35年と比べ、人口が減少していること（指定基準）
- ・ 財政力指数が政令指定都市を除いた全国平均以下（指定基準）等

（参考）

指定基準：国土審議会半島振興対策特別委員会「半島振興対策実施地域の指定基準」（昭和60年11月29日決定）

運用基準：国土審議会半島振興対策特別委員会「指定基準の運用について」（昭和60年11月29日決定）

半島振興対策実施地域の指定スキーム



半島振興対策実施地域 指定の沿革

第1次指定（昭和61年：19地域）

渡島、津軽、下北、能登、南房総、伊豆中南部、丹後、紀伊、島根、江能倉橋島、室津大島、佐多岬、国東、北松浦、西彼杵、島原、宇土天草、大隅、薩摩

第2次指定（昭和63年：新規4地域・既存地域の拡大2地域）

新規：積丹、男鹿、幡多、東松浦
 拡大：北松浦（佐世保市浅子地区（飛び地）の追加等）、大隅（鹿児島市東桜島地区の追加）

第2次指定以降

架橋により「離島振興対策実施地域」の指定を解除された地域を既存の「半島振興対策実施地域」に編入（西彼杵郡崎戸町（西彼杵：平成13年）、松浦市鷹島（東松浦：平成23年））

- 半島振興法第3条第1項に基づき、都道府県が、半島振興対策実施地域に指定された地域の広域的・総合的な振興を図るため主務大臣の同意を得て作成。主務大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴いた上で同意。
- 都道府県が「半島振興計画」を作成することにより、市町村が「産業振興促進計画」（同法第9条の2）を作成できることとなるほか、半島振興法その他の法令に基づく各種支援措置の適用が可能となる。

半島振興法第4条・「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」（関係省庁による通知^(注)） において定められた記載事項

(1) 交通通信の確保

- ア 交通通信の確保の方針
- イ 交通施設の整備
- ウ 地域における公共交通の確保
- エ 情報通信関連施設の整備

(2) 産業の振興及び観光の開発

- ア 産業の振興及び観光の開発の方針
- イ 農林水産業の振興
- ウ 商工業の振興
- エ 観光の開発
- オ その他の施策

(3) 就業の促進

- ア 就業の促進の方針
- イ 就業促進対策

(4) 水資源の開発及び利用

- ア 水資源の開発及び利用の方針
- イ 水資源確保対策
- ウ 水資源の利用

(5) 生活環境の整備に関する事項

- ア 生活環境の整備の方針
- イ 下水道、廃棄物処理施設等の整備
- ウ 公園等の整備の推進
- エ 住宅関連対策
- オ 生活サービスの持続的な提供
- カ その他の整備

(6) 医療の確保等

- ア 医療の確保の方針
- イ 医療の確保を図るための対策
- ウ その他の対策

(7) 高齢者の福祉その他福祉の増進

- ア 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針
- イ 高齢者の福祉の増進を図るための対策
- ウ 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

(8) 教育及び文化の振興

- ア 教育及び文化の振興の方針
- イ 多様な人材の育成
- ウ 教育・文化施設等の整備
- エ 地域文化の振興

(9) 地域間交流の促進

- ア 地域間交流の促進の方針
- イ 地域間交流の促進のための方策

(10) 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

- ア 災害防除の方針
- イ 災害防除のための国土保全施設等の整備
- ウ 防災体制の強化
- エ その他の対策

(11) その他半島振興に必要な事項

概要

半島地域の自立的発展に向けた交流促進、産業振興、定住促進を図る観点から、半島地域の様々な主体の取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策を支援するため、平成27年に創設。

補助対象（取組主体）

道府県・市町村

1 / 2 補助

民間団体

1 / 3 補助

(自治体の負担額と同額まで)

適用の主な要件

複数の取組主体の連携

半島地域内複数市町村での実施 (注1)

(注) 大都市等で実施することがより効果的であると認められる事業については半島地域外で実施可。

ソフト事業 (注2)

(注) 道府県が各取組主体の取組を事業としてパッケージ化して国に申請

対象事業

交流
促進

経済的文化的諸活動を通じ、半島地域内・他地域との交流を図るため実施する事業

具体例

地域情報発信（簡易な施設整備含む）、PRイベント開催、人材育成、各種調査 等

産業
振興

地域資源の活用による特産品の開発・販売促進に係る事業

具体例

調査・研修、販促フェア開催、展示会出展、テスト販売、広報活動 等

定住
促進

半島地域における定住を促進（情報提供・環境整備）するために必要となる事業

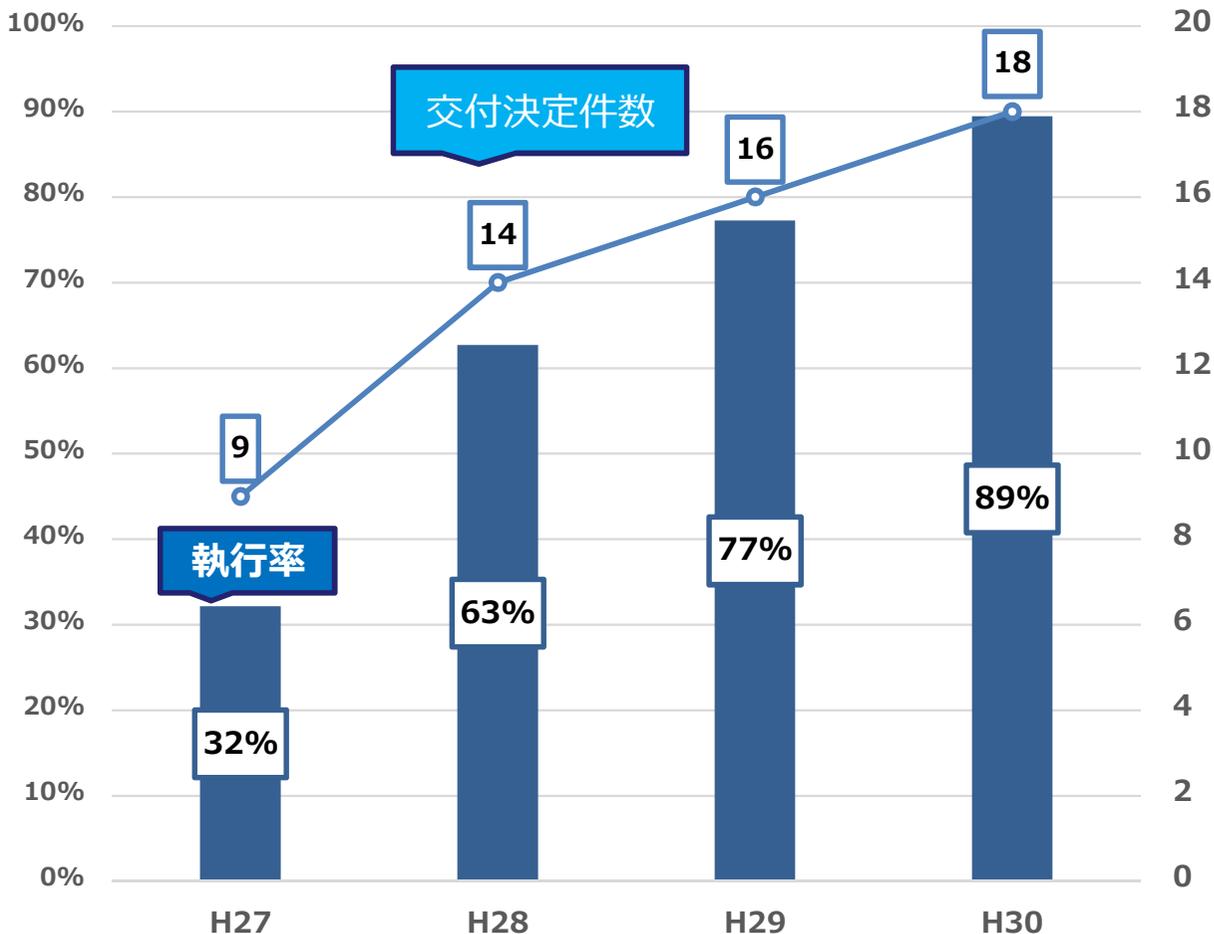
具体例

相談窓口の設置、セミナー等の開催、空家情報の提供、避難計画の策定 等

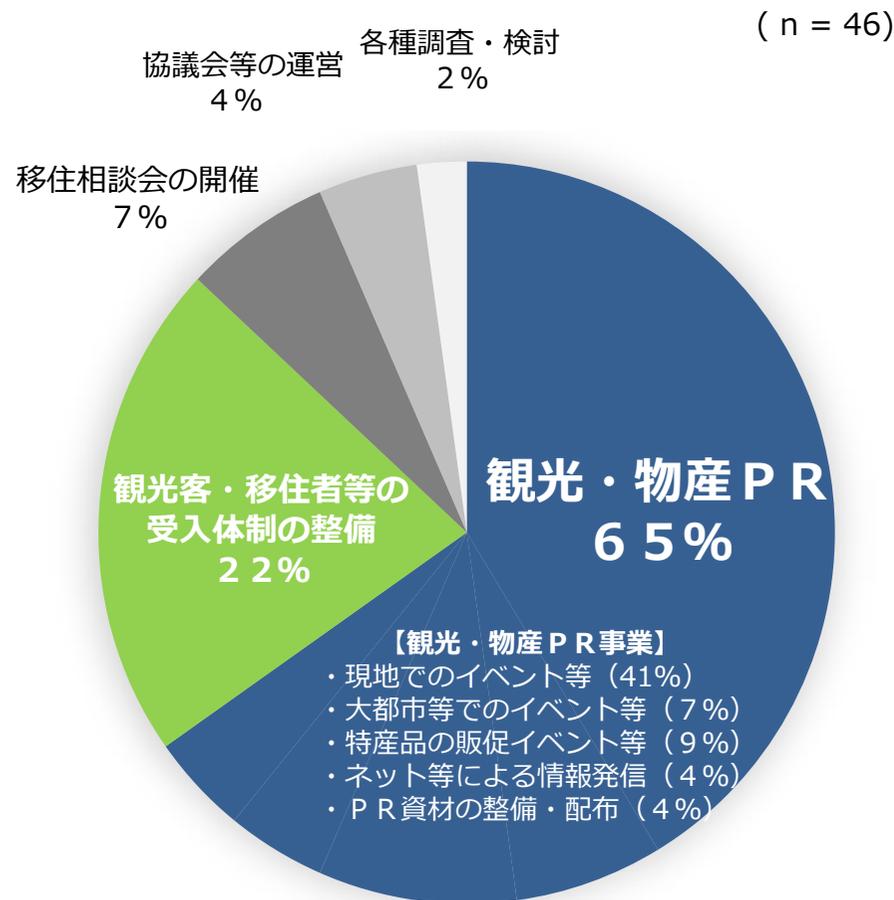
6. 補助事業の活用状況について

- 補助事業の活用件数（交付決定件数）は、増加傾向（平成30年度は18件）。これを背景に、補助事業の執行率は平成30年度に9割近くまで上昇（令和元年度も9割程度に達する見込み）。
- 補助事業を活用した取組で最も多いのは「観光・物産PR」で、令和元年度は全取組数の65%が該当。

＜補助事業の交付決定件数と執行率の推移＞



＜補助事業を活用した取組の割合（令和元年度）＞



（注）「交付決定」：道府県が各取組を1つのパッケージ（事業計画）にとりまとめて国土交通省に申請した「事業」ごとに交付を決定。

「取組」：事業計画に記載された個別具体的な取組（イベント開催、展示会出展、各種調査の実施等）

能登半島移住・交流促進事業

- 石川県では能登半島地域における移住体験プログラムを整備(**短期移住体験事業**及び**いしかわDEワークステイ交流促進事業**)。
- 「短期移住体験事業」では、民間事業者と連携し、移住希望者の要望に合った暮らしや仕事体験等のメニューを整備。平成30年度は、体験者42名のうち18名が移住。
- 「いしかわDEワークステイ交流促進事業」では、地域づくり団体と連携し、県外の方が地域の伝統的な祭り等の交流イベントに参加できるメニューを整備。平成30年度は、34名が参加。また、平成28年度参加者のうち、1名が平成30年度に移住し、1名が引き続き移住検討中。



短期移住体験事業

H30 体験メニュー	参加者人数
サービス業見学等	3
街づくり関連企業訪問等	1
観光業見学等	7
漁業見学等	2
市内見学等	11
地域おこし協力隊見学等	2
農業見学等	14
役場見学等	2
合計	42



**短期で体感
能登**
暮らし・仕事体験

能登への移住希望者向け
一般社団法人能登定住・交流機構
http://www.bunamonori.com
(法人・元移住者のみなさま専用)

これまで
49組84名
の方々が
体験されています!

能登で暮らしてみたい。でも、どんな「暮らし・仕事」があるのかわからない。
そんなあなたのために、暮らし・仕事を短期に体感できるプログラムをご用意しました。
世界農業遺産に登録された能登の農業・漁業体験、観光に携わる民泊・ゲストハウス、
輸送など職人体験、今のスキルを活かせる能登の企業体験などの仕事体験の他、
古民家や短期滞在住宅、民泊などの滞在先、地域の方々と交流など、
あなたに合わせて心を込めて短期体験プランをお作りします。
朝日や夕日、豊かな自然の中で能登暮らしを体感してみませんか?

期間

ご希望に応じて
2日間～最大1ヶ月間
2018年4月～2019年3月内

対象

石川県外にお住まいの方
ご家族皆様での体験も可能

参加費用

コーディネート費：無料
旅し、能登までの交通費、滞在中の
食費、宿泊費 (ご希望により金額は
異なります。ご相談下さい。)等は
ご自身で。

あなたのご都合、ご希望に合わせて
体験先、宿泊先、滞在プランを設定
いたします。
まずはお気軽にご相談を。

お問い合わせ

一般社団法人 能登定住・交流機構
〒928-0334 石川県能登郡能登町字湯田 50 字 41 番地 (株) ぶなの森 能登事務所
TEL: 0768-76-0600 FAX: 0768-76-0777 メールアドレス: kikou@bunamonori.com
(お申込み、ご相談は、メールまたはお電話にてご連絡ください。)

本プログラムは「石川県短期移住体験モデル事業推進協議会」(石川県)の委託を受け、一般社団法人能登定住・交流機構が実施しています。

いしかわDEワークステイ交流促進事業

H30 体験メニュー例	参加者人数
・ 祭りの担ぎ手 ・ 農家民宿群「春蘭の里」 の周辺地域の景観保全 (草刈り等) 等	34名

H28参加者の
うち1名が
H30に移住
他、1名が引き続
き移住を検討中

いしかわDEワークステイとは...

石川県内では、世界農業遺産に認定された「能登の里山(海)」に代表される豊かな自然の中で暮らしてきた土地があります。その土地ならではの自然環境や伝統的体験や文化が今も多く残っています。

いしかわDEワークステイは、自然と共生し、自然の恵みに感謝する中で育まれてきた伝統的体験や文化の体験や仕事などの楽しみが実現されています。

「春蘭の里」地区の景観保全のお手伝い

高砂町の「春蘭の里」地区で、農産物の機械代行などの地域活動の推進や、下草刈り、交通本路材によるキノコ山の整備など農山の保全活動のお手伝いを行います。

期間 7～8月
申込期間 4月中旬～5月まで
参加費 無料 (4泊目から宿泊費負担、食料は別料金)

お問い合わせ先 能登定住・交流機構 TEL: 0768-76-0021 Email: bunamonori@bunamonori.com

紀伊半島移住プロモーション事業

- 紀伊半島地域では、**和歌山県・奈良県・三重県**が連携して**移住プロモーションを実施**。
- これまでの各種メディアを活用した、「紀伊半島の魅力を知ってもらう」取組から、「紀伊半島に関わる人を増やす」取組に深化すべく、移住の促進や関係人口の創出に係る**移住体験ツアー**及び**地域住民と紀伊半島**に関心のある都市住民との**コミュニティ創設等**を実施。

移住者・関係人口創出に係る主な取組

【週末お試し移住体験ツアー】

- 紀伊半島の地域魅力を実感する**移住体験ツアー**を実施

<H30実績>

【和歌山県】

H31.1.12～13 田辺市・白浜町

(参加者:フリーランサー2名)

H31.1.26～27 有田市・有田川町・海南市

(参加者:働く女性3名)

【奈良県】

H31.1.12～13 下北山村

(参加者:働く女性3名)

H31.1.12～18 下北山村

(参加者:フリーランサー3名)

【三重県】

H31.1.12～13 松阪市

(参加者:ファミリー3名)

H31.1.19～20 亀山市

(参加者:ファミリー4名)



【紀伊半島コミュニティスクーリング】

- SNS上のコミュニティーメディア「紀伊半島サポーターズ・コミュニティ」の起ち上げ、参加者への**スクーリング開催**

<H30実績>

【和歌山県】 H31.1.19 田辺市(参加者44名)

【奈良県】 H30.12.15 下北山村(参加者28名)

【三重県】 H31.1.26 尾鷲市(参加者17名)

【東京都】 H31.3.2 渋谷区(参加者29名)



【紀伊半島カフェイベント】

- 週末お試し移住体験ツアーの参加者による報告及び先輩移住者等との意見交換を行う**カフェイベント**を実施

<H30実績>

H31.3.9実施 <東京都内カフェで実施>

第1部:ファミリー層対象

(一般来場者11名)

第2部:働く女性・フリーランサー対象

(一般来場者25名)



「産業振興促進計画」を策定している市町村において、**製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の事業者が機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得、建設等を行った場合、5年間 割増償却が可能。**

（1）対象業種、取得価額要件

製造業・旅館業	個人又は 資本金1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
	500万円以上の 取得等	1,000万円以上の 取得等	2,000万円以上の 新增設に係る取得等
農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上の取得等（資本金5,000万円超は新增設に係る取得等）		

（2）対象：機械・装置、建物・付属設備、構築物

（3）割増率 機械・装置：普通償却限度額の**32%**、建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の**48%**

（4）償却期間：5年

「産業振興促進計画」を策定している市町村又はその市町村の属する道府県が、事業税、不動産取得税、固定資産税の不均一課税をした場合、不均一課税による減収額の一部を国が地方交付税により補填。

減収補填の対象業種、取得価額等

事業者の規模（資本金）		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・附属設備等に係る新增設		
取得 価 額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		

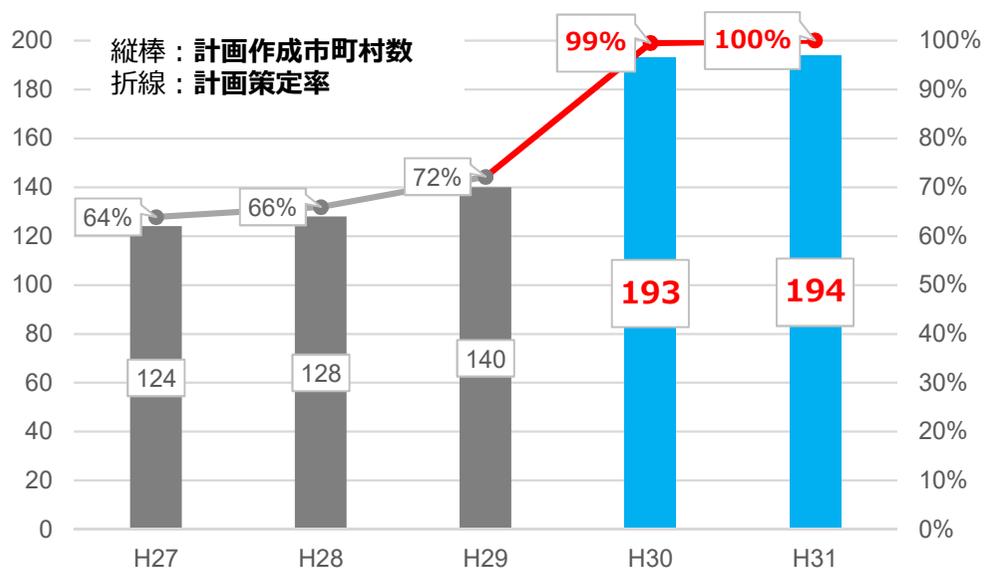
不均一課税の減収補填措置のイメージ



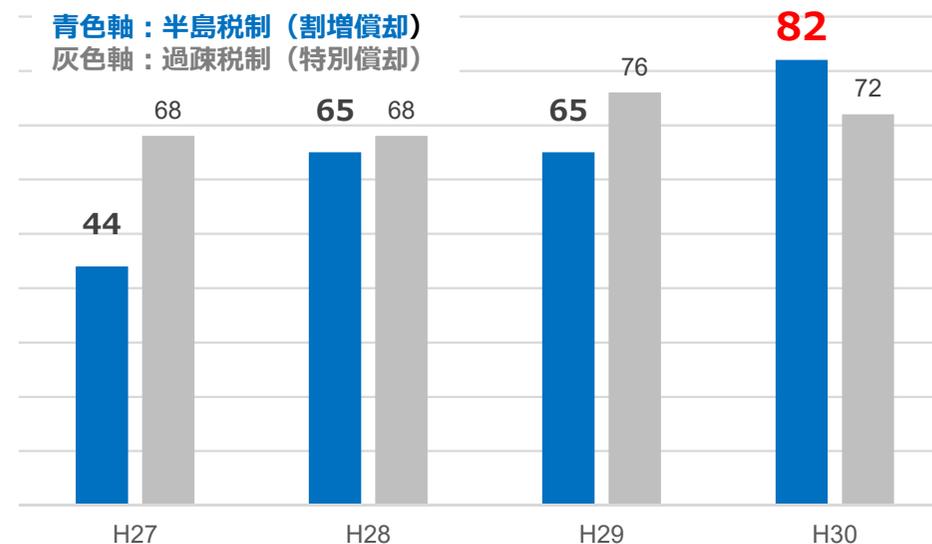
不
均
一
課
税
に
よ
る
減
収

- 半島税制の適用の前提となる市町村の「産業振興促進計画」については、現在までにすべての市町村が作成。
- 計画策定率の上昇に伴い、半島税制の適用件数（国税）についても増加傾向にあり、平成30年度には、「過疎地域における工業用機械等の特別償却」（以下「過疎税制」という。）の適用件数を超過。
- 国土交通省は、説明会やPR資材の整備、税理士会・金融機関への働きかけ等により、計画策定や税制適用拡大を支援。

<「産業振興促進計画」作成市町村数及び策定率>



<半島税制・過疎税制の適用件数の推移>



財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に国土交通省国土政策局作成

国土交通省による計画策定・税制適用拡大のサポート

自治体職員向け説明会・セミナーの開催

「半島税制」おさらいセミナー
平成31年2月20日（水）
国土交通省

制度周知パンフレット・チラシ・手引きの整備

半島振興のための国税・地方税の適用措置について
平成30年7月 国土交通省 半島振興室

税理士向け研修DVDへの出演

（日本税理士会連合会作成）

はじめに
国土交通省 国土政策局 地方振興課 半島振興室 河野 裕介 課長補佐

金融機関への働きかけ

○ 株式会社早和果樹園（和歌山県・紀伊地域）

【事業概要】 ミカンの生産、選別出荷、農産加工及びそれらの販売

【取得資産】 ミカン搾汁工場・設備一式（1億6,200万円）

【設備投資に伴う新規雇用】 H28：16名、H29：7名

【導入目的・効果等】

- ・ジュースやゼリー等ミカンを活用した加工品の製造量を増やすため、必要な**自社搾汁工場を建設**するとともに**搾汁機器を整備**。
- ・**割増償却制度や地方税の優遇措置（固定資産税、不動産取得税）の活用**による**経費の節減が経営状況のゆとりを生み、次の設備投資につながった。**（平成30年本社工場建設）
- ・多額の費用をかけて処分していたミカンの皮や袋を活用した、新たな商品の開発にも取り組んでいる。
- ・少しでも高い価格で生産者からミカンを買取ることが、産地を持続させることにつながる。
- ・今後も新たな商品開発を続けミカンの付加価値を上げるためには、税制の優遇措置は必要である。

◎ **税制優遇措置を活用** ⇒ **税負担が軽減された分で新たな設備投資** ⇒ **新たな機械等を導入し商品に付加価値**
をつけて販売 ⇒ **会社の売上増** ⇒ **みかんの仕入れ単価増** ⇒ **生産者の収入増**（新規就農、後継者増を期待）

【その他】

- ・六次産業化の優良事例として**農林水産大臣賞**を受賞（平成26年）。また、**地域未来牽引企業**として経済産業大臣から選定。（平成29年12月22日）



半島振興計画に基づき地方公共団体が実施する道路整備事業等に**地方債（半島振興道路整備事業債）**を充て、**元利償還金の一部について交付税を措置**

対象事業

- 半島振興法第3条第1項に規定する半島振興計画に基づいて、都道府県又は市町村が実施する道路整備事業
- 半島地域の振興を図るために、重要であると認められる半島循環道路及び一般国道等へのアクセス道路等で都道府県知事が指定する道路整備事業

措置率

- 充当率75%・交付税措置率30%



元利償還金の30%を普通交付税措置 【実質措置率：22.5%】

- 特に防災機能強化に資する道路整備事業：充当率90%・交付税措置率30%
（「災害発生時に孤立する可能性のある地区の解消に資すると認められる路線」等）



元利償還金の30%を普通交付税措置 【実質措置率：27%】

決定額 81,378 千円（前年度 86,910千円）

全国平均を上回るペースで人口減少・高齢化が進行している一方、我が国の国土の多様性の重要な構成要素でもある半島地域において、多様な主体が連携・協力して実施する広域的な取組の促進を図るための支援及び半島振興施策の立案に資する調査を行う。

半島振興広域連携促進事業

半島地域の自立的発展に向けた交流促進、産業振興、定住促進を図るため、半島地域の様々な主体の取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策を支援。

- **対象**：地域の特性を活かしながら、複数の取組主体により広域的に実施される以下の事業

- ・ **交流促進事業**：地域情報発信（簡易な施設整備を含む）、

人材育成、調査検討、交流活動

- ・ **産業振興事業**：特産品開発、特産品販売促進
- ・ **定住促進事業**：定住情報提供、定住環境整備
- **補助対象**：道府県、市町村等
- **補助率**：道府県、市町村等…事業費の1/2以内等



ジオパーク等を活用した交流ツアー



多様な地域資源を活かした特産品開発



移住希望者へPR、フェア・相談会の実施

改正半島振興法の施行状況の評価のための調査【新規】

○半島振興法改正後の法運用の中間評価等の調査

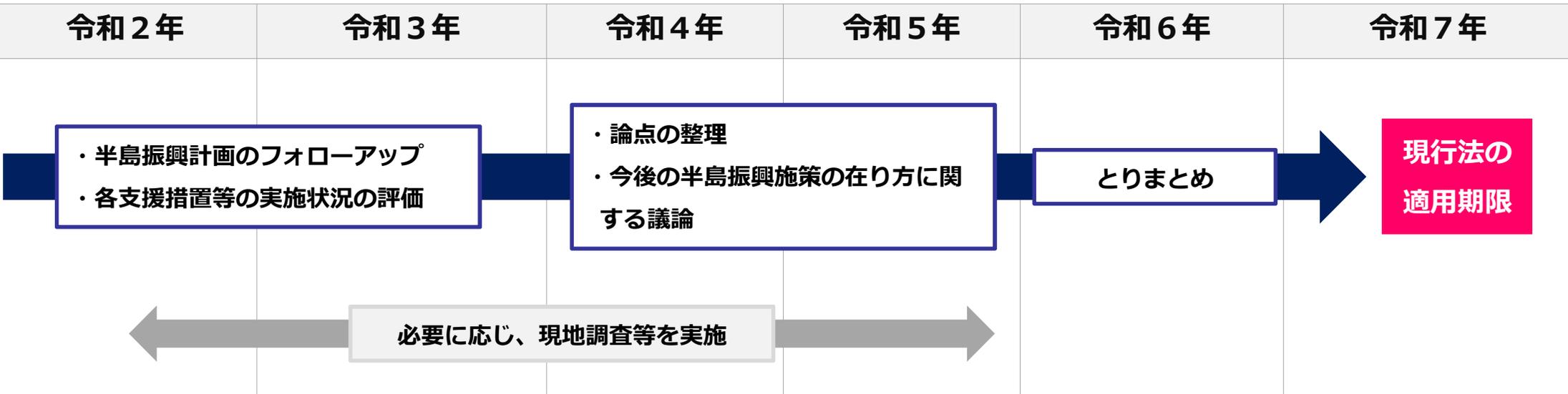
令和2年度に現行法の適用期間（10年間）の中間地点を迎えるに当たり、**法改正時に新たに導入された支援スキームに対する中間評価等を実施**

半島地域の魅力向上のための調査

半島地域における、多様な主体が連携・協力して実施する、移住・定住施策等の広域的な取組について分析し、効果的な取組を横展開する方策について検討するとともに、半島地域全体の魅力向上のための方策についての調査を行う。

12. 今後の検討スケジュール（事務局案）

- 平成27年の法改正から5年が経過するにあたり、現在の半島振興施策の実施状況について評価し、今後の半島振興施策の在り方について検討することが必要。
- そのためには、各半島振興施策の土台である「半島振興計画」のフォローアップ及び平成27年法改正により導入された各支援措置等の中間評価を行うことが必要。
- これらを踏まえ、本部会における今後の議論については、以下のように検討を進めることとしてはどうか。



（参考）平成27年半島振興法改正に係る検討の経緯について

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
【第2回部会（12月）】 ・半島をめぐる状況及び半島振興施策の概要等（報告）等	【第3回部会（5月）】 ・半島振興計画の進捗状況等に関する調査等（報告）等	【第4回部会（6月）】 ・今後の検討方向及び論点 ・半島振興対策地域の現況及び半島振興計画の進捗状況（報告）等 【第5回部会（11月）】（和歌山県で開催） ・紀伊地域の現状と課題 等	【第6回部会（6月）】 ・半島振興施策の評価等 等	【第7回部会（1月）】 ・今後の半島振興の方向性 等 【第8回部会（6月）】 ・中間取りまとめ 等	「半島振興法の一部を改正する法律」可決・成立

【調査項目（案）】

- 半島地域の現状と課題の分析
- 半島振興施策（半島振興計画・各種支援措置等）の実施状況の検証及び評価
- 半島振興の今日的意義及び必要性の再検証

【調査方法（案）】

- 各種統計データの分析
- 道府県・市町村、事業者等を対象としたアンケート及びヒアリング
- 半島振興に関する有識者を選定し、以下の調査を実施
 - ・ 平成27年改正により導入された各種支援措置の実施状況の評価
 - ・ 現地調査・地域住民等との意見交換

- ご議論頂きたい内容 -

- **半島地域の役割・条件不利性、半島振興の意義について、特に重要と考えられる事項や今後検証していくべき観点**
- **「半島振興計画」のフォローアップや各種支援措置の実施状況の評価に当たって、特に重要と考えられる事項や今後検証していくべき観点**
- **その他、今後の半島振興施策の在り方を検討するに当たって、特に重要と考えられる事項や今後検証していくべき観点**